

## 評定所公事の二つのタイプ

——江戸幕府裁判制度の理解に向けて——

大 平 祐 一\*

### 目 次

- 第一節 はじめに
- 第二節 目安に奉行の裏判が与えられるタイプの評定所公事
- 第三節 目安に奉行の裏判が与えられないタイプの評定所公事
- 第四節 若干の考察
- 第五節 結びにかえて

---

\* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

## 第一節 はじめに

一 江戸幕府の評定所（評定所一座）は、江戸の三奉行（寺社奉行、町奉行、勘定奉行）がその構成員であり、「幕府の最高裁判所としての役割を担った」と言われる重要な司法機関であった。日常的には、全国の裁判役所からの伺いについて、老中からの諮問に答えるという形で、その審理（評議）にたずさわるとともに、個別の領主（大名、地頭（旗本）や代官の裁判権を越えた渉外的事件（他領他支配関連事件）に関する全国各地からの訴えを審理した。評定所は全国からの公事人でにぎわい、文化九年（一八一二）の史料によれば、一日に三百人余の公事人が評定所に来ていたといわれる。<sup>(2)</sup>『評定所留役其外書上留』には、天保一三年（一八四二）一年間の「公事吟味物済方訳書」が記されており、そこには、「一評定物七百 内五百九 済 百九拾一 残」、「一評議物百九拾六 内百七拾七 済 拾九 残」とある。<sup>(3)</sup>評定所が司法機関として大きな役割を果たしていたことが分かる。<sup>(4)</sup>

しかし、評定所（評定所一座）については不明な部分が多く、その司法機関としての活動についても十分解明されていないとはいえない。服藤弘司氏も指摘されるように、「評定所については従来本格的な研究がなく、評定所と勘定所との関係、評定所内部の組織など、解明せねばならない問題が多い」<sup>(5)</sup>。たとえば、評定所（評定所一座）の司法機関としての活動の中心をなすもの一つである「評定所公事」についても、その実態は十分知られてはいえない。

二 平松義郎氏によれば、「他領他支配関連の出入物の裁判は原則として評定所一座によってなされ、これを『評定公事』<sup>(6)</sup>という」。氏によれば、評定所一座による裁判には、「吟味物としては、『一座掛詮議物』と称する一座

全員による糺問があったが、例外的なものであった<sup>(7)</sup>。したがって、評定所公事は、平松氏によれば、原則として出入物の裁判であったといってもよいであろう。

ここから素朴な疑問が湧いて来よう。従来、奉行所では出入物、吟味物双方の裁判を行っていたと言われてきたが、最高裁判所といわれる評定所では、例外を除けば、原則として出入物の裁判しか行わなかったのだろうか、という疑問である。この素朴な疑問に答えるためには、従来の「評定所公事出入物説」を改めて検討する必要があるように思われる。そのためには、出入物の裁判と言われてきた評定所公事の具体的内容を検討する必要がある。

三 出入物を扱う裁判手続たる出入筋は、平松氏によれば、「民事刑事両訴訟手続の合体したもの<sup>(8)</sup>」であり、「出入筋は、民事事件だけではなく、刑事事件をもその対象とした<sup>(9)</sup>」。出入筋をこのように理解すると、出入物の裁判と言われてきた評定所公事の実態を説明するためには、民事事件を扱う評定所公事のみならず、刑事事件を扱う評定所公事も考察する必要があるように思われる<sup>(10)</sup>。

民事事件の評定所公事については、中田薫氏<sup>(11)</sup>や小早川欣吾氏<sup>(12)</sup>、石井良助氏<sup>(13)</sup>らの研究がある。しかし、刑事事件の評定所公事については詳細は不明である。石井良助氏は六〇年ほど前に、平松義郎氏の著書『近世刑事訴訟法の研究』に対する書評のなかで、刑事事件が出入筋の手続でどのように扱われているのかは解明されていない、という趣旨の指摘をされていた<sup>(14)</sup>。評定所公事の実態を知るうえでの重要な指摘である。そこで本稿では、刑事事件に焦点を当てつつ、評定所公事の二つのタイプを紹介し、事件の取扱い手続とその異同等、実際の姿を明らかにする。そのことにより、評定所公事とは何か、出入物とは何か、吟味物とは何かという、江戸幕府の司法、裁判制度の根本問題にかかわる事柄について問題提起を試みたいと思う。

なお、評定所公事は、従来、多くの研究者により評定公事と表現されてきたが、江戸幕府評定所の民事判例集といわれる『裁許留』<sup>(16)</sup>や、寺社奉行所における実務のために、先例・各種記録・文書類を収録編集した『祠部職掌類聚』<sup>(17)</sup>、『百箇條調書』<sup>(18)</sup>、町奉行所関係の記録・文書を町奉行所元役人が編纂した『尹台秘録』<sup>(19)</sup>等、評定所、奉行所の公式、準公式の編纂物あるいは記録文書類の収集編纂物に、「評定所公事」という表現が用いられているので、本稿では「評定所公事」という表現を用いることにする。

## 第二節 目安に奉行の裏判が与えられるタイプの評定所公事

一 他領他支配関連の刑事事件について私人が目安(訴状)<sup>(20)</sup>で相手を訴える場合、すなわち、「目安懸りの出訴」(「私人による出訴」)をする場合、評定所に直接出訴することはできず、江戸の担当奉行所に出訴することになる。<sup>(21)</sup>出訴をうけた江戸の担当奉行所では目安の審査(「目安糺」)がなされる。審査の結果、奉行の取る道は、大きく分けると二つあった。第一の道は、民事事件の場合と同様、目安に奉行の裏判(初判)<sup>(22)</sup>を与えるという道である。目安に三奉行全員の裏判が与えられると、訴訟人はそれを相手方に送達する。平松氏によれば、出入筋の手続はここから始まる。<sup>(23)</sup>別稿で明らかにしたように、犯罪について明確な証拠がなく、犯罪の嫌疑が濃厚とは思えない場合、奉行はこの道を選んだ。<sup>(24)</sup>

第二の道は、目安に奉行の裏判を与えないという道である。その場合、奉行は相手を差紙(召喚状)で召喚するか、あるいは関係方面に命じて相手を身柄拘束し江戸の奉行所に送致させた(「手当呼出」)<sup>(25)</sup>。いずれも目安糺の段階で犯罪の嫌疑が濃厚と思われた場合にとられた措置である。

二 「目安懸りの出訴」（私人による出訴）がなされ、目安札（訴状審査）において目安に裏判を与えるのが妥当と判断された場合、担当奉行は目安に裏判（初判）をし、他の三奉行も裏判をして、「指定日に返答書を評定所に提出し、法廷で対決すべし」とする裏書を与えた。『評定所留役勘定勤方』<sup>(26)</sup>四三に次のようにある。

〔史料1〕

「一評定所公事ハ、御代官所より私領を相手取、又ハ私領より御代官所を相手取、私領より私領を相手取、訴状を御月番奉行衆御宅江差出、地頭添簡有之候得者、留役相札、本目安差出候上、御初判二成、三奉行裏判二而、何月幾日評定所江返答書差出、双方罷出対決可致旨之裏書、御渡二成候」

〔史料1〕によれば、評定所公事は、御料（代官所）と私領（大名領、旗本領）の者の間で、あるいは私領の者同士の間で、私人が他人を相手取って訴状を月番の奉行所に提出し、目安札を経て本目安（正式の目安）を提出し、それに奉行が初判、裏判、裏書をして、訴訟人にその目安を渡すという手順を踏んでいる。裏書には、所定の日に双方が評定所に出廷し「対決」すること、その際、相手方は答弁書（返答書）を提出することが記されていた。ここに記されているのは民事事件でおなじみの出入筋の手続である。平松氏の研究<sup>(27)</sup>によれば、そして平松氏の研究を含めた従来の研究によれば、「史料1」の評定所公事は出入物について述べたものといえよう。〔史料1〕は、評定所公事が出入物の裁判であったとする平松説を裏づける有力な材料の一つといえよう。いま、〔史料1〕にみられる目安に奉行の裏判が与えられる評定所公事を、「目安裏判型評定所公事」と呼ぶことにする。

「目安裏判型評定所公事」は、民事事件の場合のみならず刑事事件の場合も本公事とされた。『目秘 坤』<sup>(28)</sup> 十三の七「盜賊引合之由ニ候得共、本人不相知ニ付目安掛」に次のようにある。

〔史料2〕

「文化四卯年二月六日

松平兵庫頭掛

一野州素佐原宿左右衛門、相手下総国古河町弥兵衛、紛失之麻荷物買請置不相返出入

是者、盜賊引合之由相聞候得共、本人手掛不相知儀故、目安掛ニ而可然旨ニ付、本公事差日之初判差出候積」

〔史料2〕によれば、野州素佐原宿の左右衛門が紛失した麻荷物を買請けた下総国古河町の弥兵衛が、その麻荷物を左右衛門に返さなかった。そこで左右衛門は幕府の勘定奉行松平兵庫頭（信行）の奉行所に出訴した。奉行所は、紛失の麻荷物の売買に盜賊が関わっているように思われるが、犯人の手掛りがなく、弥兵衛が盜賊から買請けたという明確な証拠を得ることができなかったことによるのであろう、目安掛りの手続——すなわち、出入筋の手続——が妥当であると判断して、「本公事差日之初判」（本公事扱い、指定日出廷を命じる奉行の初判）を出す積りであった。

このように、他領他支配関連の刑事事件につき私人が出訴した場合、相手（加害者）の手掛りがはっきりしないとき、あるいは、明確な証拠証言等がなく、訴訟人（被害者）がそのように主張しているだけであると思われると

きは、訴訟人に対し、本公事扱い、指定日出廷を命じる奉行の初判を出すことになっていた。<sup>(29)</sup>

三 奉行の裏判ある目安でもって相手方を出廷させ、吟味をした結果、疑いが晴れることもあった。『裁許留』<sup>(30)</sup>  
八四「野州小野寺村次助外売人、相手同国新里村弥五左衛門外拾貳人、疵付出入」に次のようにある。

〔史料3〕

「土井大炊頭領分、野州都賀郡小野寺村次助女房なよハ、鶯巢益五郎知行、同国安藤郡新里村弥五左衛門方ニ、  
下女奉公いたし罷在、当八月十五日、傍輩共申合、同郡葛生宿え物詣ニ罷越候由にて、夫次助方え立寄、其夜  
は、妹聳小野寺村直右衛門方二一宿いたし、翌十六日、直右衛門女房みよニ衣類等為持、罷帰ル途中、なよ・  
みよ共手疵請、なよハ、傍輩下男武助ニ被切候段申聞、其後相果二付、弥五左衛門え懸合処、武助ハ、十六日  
朝、致欠落段、申越候得共、みよ持參之衣類等紛失致上ハ、武助売人之仕業ニ無之、弥五左衛門下男女疑敷旨、  
訴之二付、裏判を以呼出、遂吟味処、なよ・みよえ為手負候ハ、全武助仕業にて、疑相晴間、武助行衛尋出し  
候敷、又は手懸を以吟味可相願間、今般、吟味外之儀相願二付、願之通承届、目安・返答書継合、裏判消二遣  
ス」

〔史料3〕は、疵付出入に関する評定所の判決記録である。これによれば、鶯巢益五郎知行・野州安藤郡新里村  
弥五左衛門の下女で、土井大炊頭領分・野州都賀郡小野寺村次助の女房なよと、同村直右衛門の女房みよが帰路の  
途中、「何者かから」手疵を請け、なよは、弥五左衛門下男の武助に切られたと言ひ残して死亡した。なよの夫次

助らは、みよが持参していた衣類等が紛失しているので、武助の単独犯行ではないと思ひ、弥五左衛門の下男下女が疑わしいとして、弥五左衛門ほか二人を相手取つて奉行所に出訴した。奉行は目安に裏判を付与し、疑わしいとされた相手方を出廷させ吟味したところ、なよ・みよ兩人へ手疵を負わせたのは武助一人の仕業であることが分かり、疑いが晴れた。武助は「欠落」(逃亡) しているので、次助らは改めて吟味を願うことにし、今般は「吟味外」としてくれるようお願い、願ひ通り認められた。判決記録の末尾に、「目安・返答書継合、裏判消二遣ス」とあり、民事の出入物と同様、裏判消の手続がとられて裁判が終結したことが分かる。

ここでも奉行は、証拠もはつきりせず、相手方に犯罪の嫌疑が濃厚であるとはいえないと判断したのであろう、差紙(召喚状) や「手当呼出」(身柄拘束・江戸送致) ではなく、目安裏判による呼出しにとどめている。奉行の予想通り、疑いが晴れたといつてもよいのではあるまいか。

### 第三節 目安に奉行の裏判が与えられないタイプの評定所公事

一 他領他支配関連の刑事事件について「目安懸りの出訴」(私人による出訴) がなされ、担当奉行所の目安札(訴状審査) の結果、奉行がとつた第二の道は、目安に裏判を与えないという道であった。犯罪の嫌疑が濃厚であると判断された場合、この措置がとられた。そのさい奉行は、犯人と名指しされた相手を差紙で召喚するか、あるいは身柄を拘束して送致させた。この第二の道も評定所公事と呼ばれていた。『評定所留役勤定勤方』七六、七七に次のようにある。

〔史料4〕

「評定所公事

御勘定奉行懸初判願、糺之上、其品ニ寄裏判難差出ものハ、手当之儀者御代官、領主、地頭江申達候、其段御一座江御演説

一右之類、手当ニ面々より差出候得共、御懸御奉行衆於宅、入牢、手鎖等申付、差日ニハ、訴訟人、引合之もの斗罷出、手鎖、入牢之ものハ江戸宿又ハ牢より呼出、対決申付、

吟味之上、改而入牢又ハ手鎖申付有之節ハ

何誰知行

何国何郡何村

百姓

誰

—

〔史料4〕によれば、評定所公事について次のような説明がされている。すなわち、他領他支配関連の事件について、訴訟人が目安を提して担当の勘定奉行に初判（裏判）を求めてきた場合、奉行所で目安糺をした結果、事案によっては奉行の裏判を与え難いものもある。それについては相手方の身柄拘束（手当）を代官や領主、地頭に命じ、そのことを評定所一座に通知（演説）する。右の者は身柄拘束されて代官、領主、地頭より江戸の奉行所

に送致された(「面々より差出候」)。身柄拘束・江戸送致は重罪犯罪の嫌疑が濃厚な場合にとられた措置であつたことは既に述べた。

この〔史料4〕の評定所公事は、〔史料1〕の評定所公事(「目安裏判型評定所公事」と比べて、目安に奉行の裏判が与えられていないこと、返答書を命じられていないこと、身柄拘束・江戸送致を命じられていること等の点が大きく異なる。しかし、両者ともに「評定所公事」と呼ばれていたのである。本稿では、〔史料4〕の評定所公事を、「非目安裏判型評定所公事」と呼ぶことにする。

「非目安裏判型評定所公事」の具体例を一つ掲げると、『評定所留役覚書』<sup>(31)</sup>三十六「疵付出入手当呼出演説」に次のようにある。

〔史料5〕

「 御演説書

根岸肥前守

一 太田運八郎知行、相州愛甲郡八菅村縫右衛門兄彦右衛門宅江、当月十九日夜中、五、六人押込、同人江手疵為負逃去候処、右之内、川勝権之助知行、同郡熊板村彦左衛門を見届候間、同村役人江懸合預置候段、縫右衛門外売人訴出候二付、初判差出可申処、外ニ相手も無之儀二付、初判者不差〔出〕<sup>(出)</sup>、彦左衛門者地頭川勝権之助江懸合、手当ニ而呼出、着次第入牢申付置、訴訟人一同評定所江差出、相糺可申与存候、依之、及御演説候、以上、

子八月」

〔史料5〕によれば、太田運八郎知行・相州愛甲郡八菅村縫右衛門の兄彦右衛門の家に、夜中、五、六人が押入り、手疵を負わせて逃げ去った。その中の一人、川勝権之助知行・同郡熊板村の彦左衛門を見つけ、村役人に預け置いて、縫右衛門ほか一名が目安で訴え出たので、勘定奉行根岸肥前守（鎮衛）は、本来なら目安に初判（裏判）を与えるべきところ、外に相手もいないので、目安に初判は与えず、地頭の川勝権之助に彦左衛門を身柄拘束して江戸に送致（手当三而呼出）させ、到着次第入牢を申し付け置いて、訴訟人一同を評定所へ差出し糺審するつもりであることを、他の評定所一座に通知している。

右は、他に犯人と思われる者は考えられず、犯罪の嫌疑が濃厚と思われる事案といってもよい。このような事案について担当奉行が、相手方（被疑者）と訴訟人（被害者側）一同を評定所に差出していたことが分かる。このことは、『評定所留役覚書』八七「演説書」にも次のようにある。

### 〔史料6〕

「 演説書

松平兵庫頭

一 武州羽尾村新右衛門、相手同国松山町馬次郎外式人、理不尽出入

右出入、拙者方江訴出候処、訴訟方新右衛門親太七臥居候場所江、相手之もの共刀脇差を抜踏込、太七江及打擲、新右衛門差止候をも不取用、金子有所可申聞杯申聞、同人とも及打擲、疵付候段申立、不輕儀二付、右相手のもの共ハ、夫々手当いたし呼出、着次第入牢申付置、追而評定所江差出、一同吟味いたし候様可致候、依之、及御演説候、以上、

評定所公事の二つのタイプ（大平）

戌八月」

〔史料6〕は享和二年(一八〇二)の理不尽出入に関するものである。これによれば、武州松山町の馬次郎ほか二人が、同州羽尾村の新右衛門宅に強盗に入り、新右衛門の親ならびに新右衛門を刀脇差で打擲、疵付けた旨、新右衛門が訴え出たので、勘定奉行松平兵庫頭(信行)は、相手のものどもを身柄拘束のうえ江戸送致(「手当いたし呼出」)させ、到着次第入牢を申し付け置き、「追而評定所江差出、一同吟味いたし候様可致候」と評定所一座に通知している。評定所で一同が吟味されることになっていたことが分かる。

二 ここで注目すべきは、「非目安裏判型評定所公事」では、身柄拘束・江戸送致(「手当呼出」)された相手方(被疑者)が評定所へ差出される前に奉行所で一定の糺審(「一通り吟味」)を受けていることである。『目秘 坤』十九の七「手当二而呼出、外二相手無之節取計」に次のようにある。

〔史料7〕

「 演説書

根岸肥前守

一 江川太郎左衛門御代官所、相州陶綾郡大磯宿甚七兄友七儀、同国大住郡南原村二而変死いたし候処、曾谷長栄知行、同郡北金目村万五郎疑敷旨、右甚七申立、目安差出候二付、初判差出可申処、外相手も無之儀二付、初判不差出、万五郎者曾谷長栄江申達、手当いたし呼出、一ト通吟味いたし候処、友七打殺候段無相違旨申立候、然ル処、御料より私領江相掛り候儀二付、明十一日評定所江差出、猶又相糺、落着之儀可及御相談与

存候、依之、及御演説候、以上、

子十二月」

〔史料7〕によれば、江川太郎左衛門代官所・相州陶綾郡大磯宿の甚七は、兄友七の死に不審を抱き、曾谷長栄知行・同郡北金目村の万五郎が疑わしいと申立て、目安を差出したので、勘定奉行根岸肥前守（鎮衛）は、「本来ならば」初判（裏判）を与えるべきところ、他に相手も考えられないので、目安に初判は与えず、地頭曾谷長栄に申達し、万五郎を身柄拘束・江戸送致（手当いたし呼出）させ、一通り吟味したところ、友七殺しを自供した。御料より私領にかかわる事案であったので、翌日、評定所に差出し、さらに糺したのち、判決について根岸肥前守より他の奉行たちに「相談」する予定であったことが分かる。

『目秘 坤』十四の四「強姦出入前廉相談之上、手当を以呼出入牢申付置、評定所江差出候当日猶又演説」でも、担当奉行は、相手方（被疑者）の身柄を拘束して江戸へ送致（手当を以呼出）させ、「一ト通糺」したところ、疑わしいところがあるので入牢を申付け（疑敷候間、入牢申付）、表題にあるように、「評定所江差出」し吟味する旨、他の三奉行に通知している。『目秘 坤』十四の十一「密通出入手当呼出、吟味以前内済いたし、済口聞届候二付」にも、密通の嫌疑で訴えられた者（相手方）を、「手当を以呼出、一通り相糺、入牢申付候」とある。また、『目秘 坤』十九の十六「手当呼出御用日当朝之演説」にも、重右衛門の女房きを誘引出し、重右衛門に訴えられた源藏ときの両名を、担当奉行は「手当を以呼出」、「一ト通糺」したところ、供述がまぎらわしいので入牢を申付けた（申口紛敷候間、入牢申付）とある。〔史料7〕の変死（殺人）の事例でも、「手当いたし呼出」、「一ト通吟味」の

のち評定所へ差出し、「猶又相糺」とあり、「相糺」すことが引続き行われているところから、入牢を命じられていたと見てよいであろう。これが評定所公事であったことからすると、右の評定所へ差出したあとの「猶又相糺」とは、石井良助氏の指摘するように、評定所留役による「追々吟味<sup>(32)</sup>」のことではあるまいか。

もし、このように見ることができるとすると、「非目安裏判型評定所公事」の対象事案の相手方（被疑者）の扱いが、町奉行所での刑事事件の被疑者の取扱いと近似していることが分かる。町奉行所では、逮捕された者を同心が自身番屋等で取調べる。これは下吟味と呼ばれている<sup>(33)</sup>。同心は下吟味において被疑者の有罪無罪を一応取調べ、有罪と思われた者の身柄を奉行所に送る。これを「送り」と呼ぶ。奉行所では奉行がその者の罪状の概略を取調べ（「一通糺、一通り吟味」、その後、入牢を申付け、与力が「追々吟味」をすることになっていた。町奉行所での刑事事件の取扱いを、(1)下吟味、(2)送り、(3)一通糺（一通り吟味）、(4)入牢申付、(5)追々吟味、という具合にまとめると、「非目安裏判型評定所公事」の相手方（被疑者）の扱いと類似していることが分かる。

「非目安裏判型評定所公事」では、「目安懸りの出訴」（私人による出訴）がなされると、(a)奉行所の目安糺（訴状審査）において犯罪の嫌疑の有無が審査され、(b)重罪犯罪の嫌疑が濃厚と思われた者を現地役人に命じて、身柄拘束のうえ江戸の奉行所に送致させる。(c)担当奉行所では「一通り吟味」が行われ、その後、(d)入牢を申付け、(e)評定所へ差出し、(f)追々吟味が行われたと見ることではあるまいか。ただ、「非目安裏判型評定所公事」は他領他支配関連の刑事事件であるので、(e)の評定所への「差出」が見られる点は大きな相違点であろう。この点を除くなら、町奉行所での刑事事件の取扱いと、「非目安裏判型評定所公事」としての刑事事件の取扱いは、ほとんど変わるところがないように思われる。

三 上記した町奉行所における刑事事件の取扱いは、平松義郎氏の著書『近世刑事訴訟法の研究』にもとづき記述したものである。氏はそれを「吟味筋の手続」として描いている。<sup>(34)</sup> 本節二の叙述から理解されるように、勘定奉行担当の「非目安裏判型評定所公事」の取扱いもそれに類似していた。これも「吟味筋の手続」であろうか。

「非目安裏判型評定所公事」では、上述したように、目安に奉行の裏判がなされず、相手方の身柄拘束・江戸送致があり、そして答弁書の提出が求められなかった。平松氏によれば、これらは吟味筋の手続の特徴であった。<sup>(35)</sup> とくに、「目安の提出があつても裏書を下付しない事件」は「吟味物の典型的な事例」であり、「必ず吟味筋で裁判すべきもの」であった。<sup>(36)</sup> 平松氏のこうした考え方によれば、「非目安裏判型評定所公事」は、明らかに「吟味物の典型的な事例」ということになる。しかし、平松氏によれば、そもそも評定所公事は「出入物の裁判」であった。「非目安裏判型評定所公事」は史料上、数多く見られるが、平松氏によれば、これらは出入物の裁判であったのだろうか、それとも吟味物の裁判であったのだろうか。

この点で、『聞伝叢書』<sup>(37)</sup> 卷一〇の次の史料は興味深い。

[史料8]

「公事出入りと吟味ものとの差別之事

是は、通例之訴訟は返答書申付及吟味、火付・人殺し・盗賊の類、重料に可相成ものは、吟味ものと唱、返答書不申付、手当致し置、可及吟味事に候、密通も吟味ものに候得共、是は夫疑相晴候得ば、内済願下に相成候に付、返答書申付候方も可然哉、都て御法度筋へ拘り、願下内済等に不相成儀は、吟味物と唱候事」

〔史料8〕によれば、通例の訴訟は相手方に返答書を申し付けるが、殺人等の重罪犯罪に該当するようなものは「吟味もの」と言い、返答書を申し付けず、相手の身柄を拘束し（「手当いたし置き」吟味することになっていた。ここでは「吟味もの」について、「すべて御法度筋にかかわり、願下げや内済等にならないものは、吟味ものと言ふ」とも述べている。〔史料8〕では、返答書を相手方に申し付けるかどうか、内済や願下げを認めるかどうかの問題となつてるところから見て、目安が提出された場合のことが述べられているものと見てよいであろう。返答書を申し付けないのは、いうまでもなく、目安に裏判が与えられなかった場合のことである。〔史料8〕の考え方によれば、殺人について私人が目安で訴え出、担当奉行が目安に裏判を与えず、それゆえ相手に返答書を申し付けず、相手の身柄を拘束し吟味する「非目安裏判型評定所公事」は、「吟味もの」の裁判ということになりそうである。〔史料8〕は、平松氏が吟味筋の特徴を示すものとして用いたものである。<sup>(38)</sup>〔史料8〕をこのように理解することができるとするならば、「非目安裏判型評定所公事」は「吟味もの」の裁判ということになり、評定所公事を「出入もの」の裁判と見る平松氏自身の見解との整合性が問われることにならう。改めて検討する必要があるように思われる。

四 他領他支配関連の出入物の裁判において評定所で判決申渡がなされると〔史料3〕に見られるように、目安と返答書を継合わせて「裏判消」の手続がとられる。当該案件の裁判が終了したことを示す手続といえよう。<sup>(39)</sup>ところが、訴訟人が提出した目安に担当奉行の初判（裏判）が与えられず、相手方（被疑者）が「手当呼出」されるといふ、平松氏のいわれる吟味筋の手続がとられ、奉行所で「一通り吟味」、「入牢」ののち、相手方が評定へ差し出された場合、奉行の裏判ある目安は存在しないので、判決申渡に伴う「裏判消」の手続は行なわれない。このことは、

同じく目安に奉行の裏判がなされず、相手方が差紙で召喚される場合についてもいえることである。このように、目安裏判をもって呼び出されたのではない場合、判決記録の末尾には、「但、寺社奉行差出二付、目安無之」、あるいは「但、町奉行差出二付、目安無之」、「但、御勘定奉行差出二付、目安無之」と記されることになる。

いま、末尾に、「但、御勘定奉行差出二付、目安無之」と記された評定所一座の判決記録を左に紹介する。『裁許留』一二四「武州池辺村市郎兵衛女房やす外壺人、相手同村新左衛門、人殺出入<sup>(40)</sup>」に次のようにある。

〔史料9〕

「

門奈式部知行

武州都筑郡池野<sup>(マヤ)</sup>辺村

市郎兵衛

女房やす代

訴訟方

平左衛門

同人親類

市左衛門代

市五郎

伊予守懸

評定所公事の二つのタイプ（大平）

一七

人殺出入

北村季春知行

同村

相手方 新左衛門

右出入、吟味伺之上、田沼主殿頭殿依御差図、新左衛門儀、市郎兵衛頭え鍬を打付、右疵にて相果候始末、不届二付、下手人可申付処、致病死間、其旨可存段申渡、證文申付、門奈式部家来住江安右衛門、北村季春家来神戸庄左衛門えも令聞之、但、御勘定奉行差出二付、目安無之」

〔史料9〕の事案は、門奈式部知行・武州都筑郡池辺村の市郎兵衛が、北村季春知行・同村の新左衛門に鍬で頭を打付けられ、その疵により死亡したというものである。『裁許留』には右の判決記録につづき、「差上申一札之事」と題した請証文ならびに老中への吟味伺書が収録されている。吟味伺書の冒頭部分に、「武州池辺村市郎兵衛女房やす外老人、相手同村新左衛門、人殺出入、桑原伊予守方え訴出候二付、双方評定所え呼出、吟味仕候趣、左之通」とあり、死亡した市郎兵衛の女房やすほか一名が、加害者新左衛門を相手取って勘定奉行桑原伊予守(盛員)方へ訴え出たことが分かる。判決記録末尾に、「但、御勘定奉行差出二付、目安無之」とあるところから、女房やすほか一名が提出した目安に勘定奉行は裏判を与えなかったことが分かる。目安の内容が「人殺」という重大犯罪の嫌疑が濃厚と判断したのである。奉行は目安に裏判は与えず、身柄拘束・江戸送致(手当呼出)という、

平松氏のいわゆる「吟味筋」の手続をとったものと思われる。「双方評定所へ呼出、吟味」した結果、評定所一座は、柿木伐倒、新道通行をめぐる争いから新左衛門が市郎兵衛の頭を鍬で打付け、その疵で市郎兵衛が死亡したと判断し、天明二年（一七八二）一〇月一九日、新左衛門を下山人とする伺を、黄紙附札をもって老中田沼主殿頭（意次）に行い、同二三日「伺之通可申付」と下知があった。評定所一座は、即日、「承付」（老中の下知を承知した旨の請書）<sup>(41)</sup>を提出している。判決では奉行より、右に加えて、市郎兵衛の「死骸ハ勝手次第可取置」と訴訟人ならびに双方の名主、組頭一同に仰せ渡され、一同は承知した旨の請証文を提出している。

以上が『裁許留』に掲載された「人殺出入」の評定所における裁判の概略である。夫殺害犯を相手取って妻ほか一名が出訴し、担当奉行が目安に裏判を与えることなく、犯人を召喚し評定所に出廷させたものと思われる事案であった。ここから改めて、評定所公事、吟味筋（吟味物）、出入筋（出入物）について考えてみたい。

五 平松義郎氏によれば、『裁許留』は、「江戸幕府評定所の民事判例集で、評定所一座が裁判した民事事件の判決に関する原簿」<sup>(42)</sup>であった。氏によれば、「裁許留に収められている事件は、評定所一座が裁判した出入物、すなわち評定公事である」<sup>(43)</sup>。「出入物が評定所一座の管轄となるのは、他領他支配に関連する事件のときである」<sup>(44)</sup>。「史料9」は殺人に関する案件であり、民事事件ではなく刑事事件である。平松氏によれば、本節三で述べたように、「目安の提出があつても裏書を下付しない事件」は、「吟味物の典型的な事例」であった。したがって、「史料9」のような事件（殺人事件）が出入物として扱われるのは、目安に奉行の裏判が与えられるときであった。目安に裏判が与えられず、被疑者（相手方）が「手当呼出」あるいは「差紙」により奉行所に召喚されるのは、平松氏によれば、吟味筋の手続——すなわち刑事裁判手続——であり、その対象は「吟味物」であった。それにもかかわらず、

〔史料9〕の殺人事件は、氏が、「評定所一座が裁判した出入物、すなわち評定公事」の判例を収めた民事判例集であるとする『裁許留』に収録されている。どう整合的に理解したらよいのだろうか。

他方で、判決記録には「人殺出入」という公事銘が記され、訴訟人（原告）、相手方（被告）も記されている。「出入筋」における目安の形式が判決記録の冒頭に取り入れられていることが分かる。吟味伺書の冒頭には、「人殺松氏の吟味筋（吟味物）、出入筋（出入物）、評定公事（評定所公事）概念を前提にする限り、うまく説明できない現象である。

同様の現象は他にも見られる。『評定所留役覚書』百六十五「千人同心江懸候本公事手当もの」<sup>(45)</sup>に次のようにある。

〔史料10〕

「文化四卯年八月廿一日初対決 兵庫頭懸

一 武州高木村金右衛門、相手同村千人同心宇平次倅宮鍋幸右衛門、強姪出入

是者、一座演説之上、裏判不差出、幸右衛門手当之儀、御鍵奉行江申達、一同評定所江差出積」

〔史料10〕によれば、本件は、武州高木村の金右衛門が、同村の千人同心宇平次倅の宮鍋幸右衛門を相手取って目安を勘定奉行松平兵庫頭（信行）に提出した強姪出入である。松平兵庫頭は評定所一座に通知の上、目安に裏判は

与えず、幸右衛門の「手当」(身柄拘束)を鍵奉行に命じ、訴訟人、相手方一同を評定所へ差出す予定であった。これは「非目安裏判型評定所公事」であり、ここに述べられている手続は、平松氏のいう「吟味筋」の手続である。ところが、本件は評定所で、文化四年(一八〇七)八月二一日に初「対決」が行われる「本公事」であった。「公事」は、平松氏によれば、「出入筋の訴訟事件」(「出入物」)であるので、「本公事」として「対決」がなされる本件は、平松氏によれば、「出入物」の評定所公事ということになりそうである。本件は「吟味物」の裁判であったのだろうか、それとも「出入物」の裁判であったのだろうか。ここでも平松氏の見解ではうまく説明できない現象が見られる。

#### 第四節 若干の考察

一 第一節でも触れたように、個別の領主(大名)、地頭(旗本)、代官の裁判権を越えた渉外的事件(他領他支配関連事件)は、若干の例外を除いて、江戸にある幕府の奉行所(評定所)が裁判権を独占していた。他領他支配関連事件については、(一)領主、地頭、代官より幕府の奉行所での吟味を願う奉行所吟味願・差出と、(二)私人が他人を相手取って幕府の奉行所(評定所)に目安(訴状)で訴え出る「目安懸りの出訴」(私人による出訴)という二つのうちのいずれかの方法で幕府の裁判を求めることができた。平松氏によれば、「吟味物は奉行所吟味願、出入物は目安懸となるのが原則であ」<sup>(47)</sup>った。(一)の奉行所吟味願の案件(吟味物)は担当の各奉行所で裁判されるので、評定所公事の対象になることはない。<sup>(48)</sup>(二)の私人により「目安懸りの出訴」がなされた案件が評定所公事の対象となる(史料1)(史料4)参照)。この評定所公事の理解について重要な視点を提示したのが平松義郎氏であった。評定所公事

の理解について、第一節～第三節で紹介した平松氏の考え方を整理すると次のようになる。

- (a) 評定所公事は原則として出入物の裁判であった(第一節)。
- (b) 「目安裏判型評定所公事」は出入物の裁判である(第二節)。
- (c) 「非目安裏判型評定所公事」は吟味物の裁判である(第三節)。

以上の(a)(b)(c)を総合すると、「目安裏判型評定所公事」は評定所公事であるが、「非目安裏判型評定所公事」は評定所公事ではない、という命題が導き出される。

二 本稿で明らかにしたことは、「目安裏判型評定所公事」も「非目安裏判型評定所公事」も、どちらも評定所公事であったということである(「史料1」(「史料4」参照)。したがって、右の命題の後半部分は否定された。平松氏の上記(a)(b)(c)の考え方のうち、(a)と(b)、(b)と(c)は矛盾なく両立する。問題は(a)と(c)である。本稿で明らかにしたように、「非目安裏判型評定所公事」も評定所公事であったことを前提にすると、平松氏の(a)と(c)は両立しない。第三節でたびたび指摘した平松説の不整合性はここに起因していた。(a)と(c)は矛盾なく成立するのであるのか。以下、この点について考えてみたい。

三 平松氏によれば、「非目安裏判型評定所公事」は吟味物であった。たしかに、奉行が目安に裏判を与えず、相手を身柄拘束して召喚した場合、その者に対する奉行所での扱いは、第三節で述べたように、平松氏が町奉行所の刑事裁判手続(吟味筋)として明らかにしたことほとんど変わらないものであった。しかし、そのような扱いを受けた「非目安裏判型評定所公事」では、所定の出廷日(「差日」)に、訴訟人、相手方が法廷で「対決」した。上記「史料4」第二条に、「差日二八、訴訟人、引合之もの斗罷出、手鎖、入牢之ものハ江戸宿又ハ牢より呼出、

対決申付」とあることから、そのことが分かる。そして、この種の事案が「出入」と呼ばれ、評定所で本公事の扱いを受けていたことも、第三節で述べた。

そうであるとする、「非目安裏判型評定所公事」は出入物の裁判であったのではなからうかという推測も可能になってくる。左の『目秘 坤』追加二十四「御吟味願と目安懸差別之事」<sup>(49)</sup>からもそのことがうかがわれる。

〔史料11〕

「御吟味願と相成候品と、目安懸り可相成儀と之差別、御承知被成度旨被仰聞候、

此儀、御吟味願と目安懸ニ可相成品々差別、先ツハ出入ものと吟味ものと之訳ニ可有御座、たとへハ不屈之筋有之、〔領主〕・地頭ニおゐて吟味いたし候節、他之引合有之候得は、御吟味願ニ可相成儀ニ而、右者吟味もの之筋ニ有之、其外、人殺・疵付・密夫等之儀ニ而も、他ニ相手等有之、公事合ニ可相成品者、則出入ものニ付、双方之領主地頭分御吟味可相願筋ニ無之、相手取目安を以て出訴、評定公事ニ可相成儀ニ御座候、勿論、出入ものニ而も、全訴答一領一給限之儀ニ而、其領主・地頭ニおゐて吟味之上、他之引合有之、手限之吟味不行届類ハ、出入もの之筋ニ而も、御吟味願ニ可相成儀ニ而、尤、右之外ニも、始末ニ寄一概ニ者難申候得共、一体之筋者右之通ニ可有御座候、尤、相手取及出訴、公事合ニ可相成品を、他之懸り合ニ候迎、御吟味願いたし候而は、御手限ものと評定公事と之差別混雜仕、御定之御趣意ニ相懸可申哉ニ奉存候、右、御吟味願と目安懸り之差別取調候趣、大凡書面之通御座候、以上」

〔史料11〕によれば、犯罪を領主（大名）、地頭（旗本）が吟味する場合、他との関係（他之引合）、すなわち他の御料私領とのかかわりがあれば、奉行所吟味願（ということ）になる。これは吟味ものである。人殺、疵付、密夫等であっても、他に相手があつて公事合になるような案件は、出入ものであるので、「加害者、被害者」双方の領主、地頭より吟味を願うべきではなく、被害者側が加害者を相手取つて目安懸りの手続で出訴し、「その場合は」評定公事（評定所公事）となる。もちろん、出入物であつても、当事者が当該領主・地頭の支配地内の者である案件で（「訴答一領一給限之儀二而」、領主・地頭が吟味したところ他との関連があることが分かり、自分の権限では吟味ができないという案件は、出入物であつても奉行所吟味願ということになる。

これによれば、人殺等の犯罪であつても、被害者側が相手（加害者）と裁判で争うような場合は「出入もの」であるので、被害者側は加害者を相手取つて目安懸りの手続で出訴すべきであつた。そして、その場合はその裁判は評定所公事となつたのである。人殺等の重罪犯罪人を目安で訴え出た場合、第三節で述べたように、奉行は目安に裏判を与えず、犯人と名指された者を身柄拘束・江戸送致（「手当呼出」、入牢させている。〔史料11〕の人殺等もそのような扱いを受けたと見てよいであろう。そして、その裁判が、上記のように評定所公事であつたとすると、それは、「非目安裏判型評定所公事」にはかならない。そして、〔史料11〕によれば、「出入もの」の裁判であつたのである。〔史料11〕をこのように読み込むことができるとするならば、上記した推測、すなわち、「非目安裏判型評定所公事」は「出入もの」の裁判であつたのかも知れないという推測は、あながち誤まりとはいえないかも知れない。<sup>(50)</sup>

仮にそうであるとすると、上記した平松氏の(a)の考え方（評定所公事は出入物の裁判であつたという考え方）は正し

かったということになるのかも知れない。もしそうであるとすると、この(a)の考え方と両立しないと思われる氏の(c)の考え方〔非目安裏判型評定所公事〕は吟味物の裁判であるという考え方の方が誤まりだったということになるのだろうか。必ずしもそのように速断することはできない。右に述べた推測はあくまでも推測の域を出ない。〔史料11〕の解釈も、一定の想定のおえに成り立つ解釈にすぎない。それゆえ断定的な結論を下すことは避けたい。

この問題は「評定所公事」、「吟味物」、「出入物」をどう整合的に理解するのかという問題であり、「評定所公事」とは何か、「吟味物」とは何か、「出入物」とは何かという、江戸幕府裁判制度の全体像にかかわる極めて重要な問題である。平松氏の研究から、江戸幕府の裁判制度のなかでこの三者をどう整合的に理解すべきかという課題が見えてきた。評定所公事、吟味物、出入物については多くの研究があるが、平松氏の研究から見えてくるこの課題に正面から答える研究は見られない。この課題に答えるためにはいくつかの準備作業が必要であろう。その一つは、出入物・吟味物の転換問題の検討である。一連の裁判手続きの流れのなかで、出入物が吟味物とされ、吟味物が出入物とされることがあるが、それが何を意味するのか、その背景理由を探ることは、そもそも出入物とは何か、吟味物とは何かを理解し、右の課題を追求するさいの有益な示唆を与えてくれるであろう。第二は、三奉行所と評定所の関係の解明の問題である。江戸幕府の裁判制度のなかで三奉行所と評定所は、訴えの受理、審理、判決決定等をめぐり極めて複雑で錯綜した権限配分関係のなかにあった。両者の間で、具体的にどのような権限配分のもとで刑事事件がどのように扱われたのか、そのプロセスのなかで当該刑事事件がどの段階で、「出入物」、「吟味物」と位置づけられたのかを明らかにすることは、右の課題の検討に有益な示唆を与えることになる。さらにまた、実際その他領他支配関連の重罪刑事事件で「目安懸の出訴」（私人による出訴）がなされた場合、具体的に奉行所と評定

所でどのように扱われたのかを示す、中田薫氏の民事裁判の研究に匹敵するほどの詳細な記述の見られる記録・史料を見出すことにより、右の課題の考察に有益な手掛りを得る可能性もあろう。いずれも今後の検討課題である。

## 第五節 結びにかえて

一 本稿では、江戸幕府の司法機関としての評定所（評定所一座）の活動を解明する一環として、その活動の中心をなすものの一つである評定所公事に焦点を当て、その具体的内容を裁判手続の問題とかかわらせて明らかにしようとした。そのさい、民事事件の評定所公事についてはすぐれた研究があるので、本稿では刑事事件に焦点を当てて考察した。

二 江戸幕府の評定所（評定所一座）は、司法機関として、領主（大名）、地頭（旗本）、代官の裁判権を越える他領他支配関連事件（渉外的事件）に関する人々の訴え（目安懸りの出訴）を受理し審理した。これが評定所公事である。本稿で明らかになったことは、評定所公事には二つのタイプがあったということである。まず第一のタイプである。他領他支配関連の刑事事件が発生し、人々が目安で相手を訴え奉行所に訴訟提起をしたとき、訴えが受理される場合は目安に奉行の裏判が与えられ、訴訟人による訴状の送達、相手方による返答書の提出、双方の出廷・対決という形で手続が進む。これは出入筋の手続である。このような手続で進む裁判が評定所公事の第一のタイプであり、本稿では、「目安裏判型評定所公事」と名付けた。平松氏の出入物概念によれば、「目安裏判型評定所公事」は出入物の裁判であった。このタイプの評定所公事は「本公事」扱いであった。犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない事件に対する裁判はこの第一のタイプの評定所公事であったので、被疑者として疑われた相手が無罪となること

もあつた。

評定所公事の第二のタイプは、他領他支配関連の刑事事件が発生し、人々が目安で相手を訴え奉行所に訴訟提起をしたとき、奉行が目安に裏判を与えず相手の身柄拘束・江戸送致、入牢等を申し付け、返答書は申し付けず、所定の出廷日に訴訟人・相手方の双方ならびに関係者が出廷し「対決」するという形で手続が進むというタイプのものである。本稿ではこの種のタイプの評定所公事を「非目安裏判型評定所公事」と名付けた。傷害・殺人等の重罪犯罪の嫌疑が濃厚な事件に対する裁判が、この第二のタイプの評定所公事である。「非目安裏判型評定所公事」の奉行所での取扱いは、平松氏が明らかにした町奉行所での刑事事件の取扱い（吟味筋）とほとんど変わるところがなかった。奉行が目安に裏判を与えず、返答書の提出を求めず、相手方の身柄拘束・江戸送致（手当呼出）を命じるのは、平松氏の言う「吟味筋」の手続であり、したがって、平松説によれば、「非目安裏判型評定所公事」は「吟味物」の裁判ということになる。しかし、氏によれば、評定所公事は、「出入物」の裁判であり、「吟味物」の裁判ではなかった。この不整合の問題をどう考えるべきかという課題が氏の研究から浮かび上がってくる。本稿ではこの種の不整合の問題をいくつか紹介した。こうした一見すると不整合と思われる問題の根底には、「評定所公事」、「吟味物」、「出入物」をどのようなものとして理解するのかという、江戸幕府裁判制度の根本にかかわる問題があるように思われる。平松氏の研究から見えてくるこの課題に答えるためには、「出入物」「吟味物」転換問題の検討、三奉行所と評定所との関係解明、刑事事件を扱った評定所公事の詳細な記録・史料の探索等、いくつかの準備作業が必要であろう。今後の検討課題としたい。

## 註

- (1) 石井良助・服藤弘司編『御触書集成目録 解題』岩波書店、二〇〇二年、六二頁(服藤弘司氏執筆)。
- (2) 中田薫『法制史論集』第三卷下、岩波書店、昭和一八年初版、昭和四六年、八一四頁。
- (3) 望田朋史・史料解説杉本史子「江戸幕府評定所記録『評定所留役其外書上留』(一)」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二八号、二〇一八年、一六九頁)。
- (4) 評定所(評定所一座)の主要な役割は司法機関としての役割であったが、必ずしも裁判と関係があるとはいえない政策判断にかかわる諮問への答申にも関与しており(大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、一四頁)、幕末には幕政の諮問機関としての性格を強めていった(石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 別巻 解題』岩波書店、一九九七年、八七、八八頁(服藤弘司氏執筆)、杉本史子『近世政治空間論 裁き・公・日本』東京大学出版会、二〇一八年、八七頁)。瀧川政次郎氏も、「評定所一座なるものは、幕府の最高裁判所であると同時に、また幕府の政治顧問であった」と述べている(瀧川『日本法制史(下)』講談社、昭和六〇年、六〇頁)。
- (5) 石井・服藤編・註(4)書、五六頁(服藤弘司氏執筆)。なお、井ヶ田良治氏も、「評定所の留役に出役する公事方の勘定組頭、勘定等の実態の解明」の必要性を早くから唱えていた(井ヶ田「京都町奉行所の与力について——神沢貞幹『翁草』を素材として——」(秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会、一九七九年、二二五頁)。
- (6) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、昭和三五年、四三二頁。
- (7) 同上。
- (8) 平松・註(6)書、四一四頁。
- (9) 平松・註(6)書、四一〇頁。
- (10) 平松義郎氏は、「評定公事」を「民事」とされるが(石井良助編『現代法律学演習講座 日本法制史』青林書院新社、昭和三九年第五刷、二六六頁)、「評定公事」は、本文でも述べるように、刑事事件をも対象としていた。
- (11) 中田・註(2)書、第廿一「徳川時代の民事裁判実録」第二節、第三節、第廿二「徳川時代の民事裁判実録続篇」第二

節参照。

(12) 小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』名著普及会、昭和六三年、第四「近世の民事訴訟手続」、第五「論所に關する訴訟手続」参照。

(13) 石川良助『近世民事訴訟法史』創文社、昭和五九年、第一編第二章「訴訟手続」参照。

(14) 石井良助『日本刑事法史』創文社、昭和六一年、六五三頁。

(15) 石井良助氏は、『日本法制史概説』創文社、昭和四六年改版第二刷では「評定公事」という表現を用いていたが(四七三、四七六、四七七、四七九頁)、その後、「評定所公事または評定公事」という表現も用いている(石井『続近世民事訴訟法史』創文社、昭和六〇年、三三二頁)。

(16) 司法省秘書課編『裁許留』橘書院、一九八六年、一〇五号(三一頁)参照。

(17) 丹波篠山市教育委員会所蔵「祠部職掌類聚」「評定所公事何之上裁許之部」、「評定所公事何無之裁許之部」参照。

(18) 布施弥平治編『百箇條調書』第二卷、新生社、昭和四一年、五三八頁以下参照。

(19) 『尹台秘録』卷二十一「評定所公事何二相成候節認方并出入モノ裁許二相成候節認方之部」(史籍研究会編『尹臺秘録』内閣文庫所蔵史籍叢刊、第10巻、汲古書院、昭和五六年、三頁、一一二頁)参照。

(20) 奉行に訴訟を提起する書面は「訴状」と呼ぶが、その訴状に奉行の裏書裏判が与えられると「目安」と呼ぶ。「聞訟秘鑑」「訴状と目安唱分候事」に、「裏書裏判以前は訴状と唱、裏書裏判相済候得は目安と唱候」とある(安竹貴彦「聞訟秘鑑」その諸写本について四)二二六号、「法学雜誌」第三五巻第二号、昭和六三年、二五二頁)。本稿では、叙述が繁雑になるのを避けるため、必要な場合を除いて、訴状と目安を厳密に区別せずに「目安」の表現を用いることにする。

(21) 『公事方御定書』下巻第四条ノ内に次のようにある(徳川禁令考)後集第一、二八六頁)。

「一三奉行江不訴出、直ニ評定所江訴訟ニ罷出候ものハ、其筋之奉行所江罷出候様ニ申渡、其筋之奉行所ニ而吟味之上、落着之儀ハ、一座相談之上可申付事」

(22) 評定所公事は、評定所一座の全員が目安に裏判をするが、担当奉行が最初に裏判をするので、それを「初判」と呼ぶ。

評定所公事の二つのタイプ(大平)

- (23) 平松・註(6)書、四〇五頁。なお、八八頁をも参照。
- (24) 大平祐一「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』——『吟味筋』かそれとも『出入筋』か——」(水林彪・青木人志・松園潤一朗編『法と国制の比較史 西欧・東アジア・日本』日本評論社、二〇一八年、五四九頁)。
- (25) 同上。
- (26) 神宮文庫所蔵。以下引用の『評定所留役勘定勤方』は本書による。
- (27) 平松・註(6)書、四〇四、四〇五頁参照。
- (28) 江戸東京博物館所蔵。以下引用の『目秘 坤』は、特断の断わりがないものは、いずれも本書による。
- (29) 大平・註(24)論文、五四五頁参照。
- (30) 註(16)書、八四号(一九八〜二〇〇頁)。
- (31) 神宮文庫所蔵。以下引用の『評定所留役覚書』は本書による。
- (32) 石井良助『江戸時代漫筆』井上書房、昭和三八年重版、一三五頁。
- (33) 平松・註(6)書、六九〇頁。以下の叙述は本書による。
- (34) 平松氏は同書緒言において、「本書において刑事訴訟法として論述するのは、吟味筋の手続である」と述べている。
- (35) 平松・註(6)書、四〇五、四〇六頁。
- (36) 平松・註(6)書、四〇八頁。
- (37) 『日本経済大典』第二五巻、七七〇頁。なお、『聞訟秘鑑』八一号(安竹・註(20)論文(二)、「法学雑誌」第三四巻第二号、昭和六二年、一三九頁)、『青山秘録』一九七号(石井良助・服藤弘司編、本間修平担当『青山秘録』創文社、二〇〇二年、一八八頁)をも参照。
- (38) 平松・註(6)書、四〇五、四〇六頁。
- (39) 石井・註(15)『日本法制史概説』四七七頁、平松・註(6)書、八九九頁参照。
- (40) 註(16)書、一二四号(四〇三〜四〇六頁)。

(41) 「承付」については、藤田覚『近世史料論の世界』校倉書房、二〇一二年、八九、九〇頁参照。

(42) 京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』第一巻、「裁許留」解題二五頁（平松義郎氏執筆）。

(43) 同上。

(44) 同、二五、二六頁。

(45) なお、『目秘 坤』十四の五「千人同心江掛り候強姪出入」をも参照。

(46) 平松・註(6)書、四〇四頁。

(47) 平松・註(6)書、八九頁。

(48) 平松・註(6)書、一一四頁。

(49) 平松・註(6)書、八九頁。なお、「」の部分は註(28)『目秘 坤』により補った。

(50) なお、「喧嘩・人殺等の吟味ものは、「御料の者以外に」私領の者が加わっている場合は評定所公事といい、最初から目安懸りの手続、すなわち出入筋の手続にすべきである」とする『公事方見合』巻（大阪大学法学部図書所蔵）の次の史料も、同様の推測を可能にしてくれるものであるのかも知れない。

「一目安懸り并差出ニ成候出入差別之事

是ハ、都而公事出入、双方一支配ニ而吟味中、他領引合出申候節ハ、差出ニいたし、双方之内他支配他領加り候へハ、最初より目安懸りニ可致筋ニ候へ共、喧嘩・人殺等之吟味ものハ、前ヶ条ニも記候通、是迄双方立会、吟味之上差出ニいたし候而も済来候へ共、一体ハ私領加り候へハ評定公事、御料支配違ひハ内寄合公事与唱、最初より目安懸りニ可致筋之由ニ付、其心得ヲ以取計可然事」

(51) たとえば、幕府の裁判実務にかかわる法曹官吏が実務の参考のために作成したと思われる『幕末御仕置例書』（東京大学史料編纂所所蔵）五、十四「出訴之趣と同様之下り物有之候節取計之事」には、地頭からの吟味願（吟味物）と私人による目安懸りの出訴（出入物）との関わり・調整についての記述が見られるが、そこには、「吟味願の案件だけでも出入物として吟味を詰め裁許した（吟味願ニ候得共、出入物ニ而吟味詰裁許）。こうした類は、以前は多数みられた

〔如比類、古キ所ニ而数多有之〕。しかし、近年、吟味願は、出入ものを吟味ものにしていくものが多く見られ、それゆえ、吟味がむずかしくなっている事案もある〔近頃吟味願者、出入ものをも吟味もの二いたし候類多く相見候、右故、吟味六ヶ敷相成候品も有之候〕<sup>1)</sup>、との記述も見られる。

〔付記1〕 本論文の執筆に際し貴重な史料を利用させていただいた関係機関の皆様は、心からの謝意を表します。

〔付記2〕 本論文は、日本学術振興会科学研究費（基盤研究（C）課題番号一五K〇三〇九三、二〇K〇一二四九）にもとづく研究成果の一部である。